

今回の menu

I. 3つの手続き II. 勤怠管理 III. シリーズ！労基法 IV. 新連載！年金

I. 3つの手続き・・・大切な3つの手続きを今年もお忘れなく！

●労働保険 年度更新

申告・納期限：7月10日(月)

前年度(令和4年4月～令和5年3月)の確定保険料、今年度(令和5年4月～令和6年3月)の概算保険料を計算して申告・納付する手続きです。令和4年度は年度途中で雇用保険料率に変更されました。4～9月分、10～3月分に分けて確定保険料を計算します。ご注意ください。

～参考～ 口座振替のお申し込みを頂くと納期限は最大58日余裕が出ます。ぜひご利用下さい。

●社会保険 算定基礎届

原則：7月10日(月)

年に一度、4月・5月・6月に支払われた給与額をもとに9月分からの健康保険・厚生年金の保険料を見直す手続きです。

算定基礎届を提出することで、報酬と保険料が大きくかけ離れない様、調整されることとなります。

●源泉所得税 納付

納期限：7月10日(月)

原則、給与・報酬にかかる源泉所得税の納付は翌月10日までですが、常時給与支払が10人未満の事業者は、納期の特例届出を提出することで、納期限が1年に2回(7/10と翌年1/22)となります。

II. 勤怠管理は正確に行いましょう！

～勤怠管理は労働基準法で定められた企業の義務です～



皆様の会社では勤怠管理をどのようにされていますか。

打刻式のタイムカード、紙の出勤簿に手書き、Excelで管理・・・中には、特に勤怠管理をしていない、という話をお伺いすることがあります。働き方改革関連法の施行に伴い、ひとりひとりの労働時間をより適切に管理し、正確な給与計算をすることが求められています。

勤怠管理の方法 (例) ✓紙の出勤簿※ ✓Excel管理 ✓タイムカード ✓**勤怠管理システム**



勤怠管理の手法として近年注目されているのが「**勤怠管理システム**」です。

正しく勤怠を管理・保存することにより、給与計算がスムーズにできるという利点があります。

数多くの勤怠システムがありますが、低コストまたは無料で利用できるものもありますので導入を検討されてみるのはいかがでしょうか。

※自己申告制の場合は講ずべき措置が必要です。

勤怠管理システムでは、例えば次のような便利な機能があります！

勤怠システムでできること

主要機能一例

- ✓ 日々の勤怠確認と自動集計
- ✓ 勤怠データ出力
- ✓ 有給休暇などの休暇管理

※人数により使用料が無料になるシステムもあります

多様な打刻方法

・スマホ ・PC ・タブレット ・ICカード ・QRコードなど

自社の特性や働き方に合わせた様々な記録方法を選ぶことが可能

※例えば・・・現場作業の従業員の方は直行先で、事務所勤務の方はPCで出勤退勤の入力をすることもできます



Ⅲ. シリーズ！労働基準法 Ver.1 『調査』 ～労基署の定期監督はどこをみる?!～

役所の調査、というのを思い浮かべますか？税務署の調査はよく知られていますが、厚生労働省管轄の調査もいろいろあります。今回は、労働基準監督署が行う調査についてご紹介します。

★労働基準監督署が行う主な調査★

- ・定期監督※1 年度の計画にそって調査対象事業所をピックアップし訪問または呼び出し
- ・申告監督 従業員からの通報があったときにその内容を調査するために行われる
- ・再監督 過去に指導を受けたが、是正報告書が未提出の場合や対応が悪質な場合に行われる

※1 厚生労働省は、毎年度「労働行政運営方針」を公表しています。そこから行政がどこに目をむけているかが読み取れます。令和5年度の重点項目から読み取れるキーワードは「最低賃金の引上げ」「賃金の引上げ」「年次有給休暇」「労働時間の上限規制」「同一労働同一賃金」です。このキーワードから、働き方改革がはじまって数年経過し、働き方改革がなされているか、行政指導が本格化してきていることがわかります。調査重点項目にもある最低賃金は毎年10月から変わります。今年は、全国平均40円近く上昇することも想定されています。(千葉県 現在984円⇒1,024円前後??)単価があがるということは、雇用保険料・社会保険料等会社負担にも影響します。

その他にも、年次有給休暇の年5日取得、有給休暇の記録がされているか(管理簿)、建設業の残業時間対策(労働時間管理)等・・・事業主が取り組むべき課題はたくさんあります。

定期監督などによって法違反があった場合は、「是正勧告書」や「指導票」が発行され、改善を求められます。ときどきニュースにもなりますが、対応が悪質な場合は書類送検となるケースもあります。

ちょっと怖い締めくくりとなりましたが、人手不足の今、事業の継続にとっても人材は大切な財産です。労働環境を少しずつ整えていくことが求められています。

「同一労働同一賃金」については次回以降取り上げていきたいと思えます。



Ⅳ. 新連載！年金 Ver.1 『在職老齢年金』

とにかく制度が複雑な年金。少しでも身近に感じて頂きたい、やまもと事務所 News で連載していきたいと思えます。第1回目は、一番ご相談が多い「在職老齢年金」です。

65歳以上で年金を受給している方が給与や役員報酬が高いと年金額が減ってしまうと聞いたことがあると思えます。これが「在職老齢年金」の仕組みです。1つ例を挙げてみましょう。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120以上の受給資格期間が必要です)						
国民年金 (a)	厚生年金 (b)	船員保険 (c)	年金加入期間合計 (受給資格を要する)	合算対象期間等	受給資格期間	
第1号被保険者 (法第12条第1項)	第2号被保険者 (法第12条第2項)	船員 (法第12条第3項)	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)	
月	月	月	月	月	月	月
3. 老齢年金の種類と見込額 (年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)						
定額給付金	基礎年金	報酬比例部分	経過的加算部分	合計	減額	受給額
(1) 基礎年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金
国民年金	厚生年金	船員保険	船員保険	船員保険	船員保険	船員保険
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険計	厚生年金保険計	厚生年金保険計	厚生年金保険計
月	月	月	月	月	月	月
(1) 老 (2) の合計	円	円	円	円	円	円

老齢厚生年金を月額10万円受給
役員報酬45万円の場合、3万円減額
厚生年金の支給額は月額7万円になります。

満額年金を受給したい場合、役員報酬を下げる必要がある場合がありますのでお気軽にご相談ください。ご相談の際は、ねんきん定期便の以下の部分をお知らせください。

- 老齢基礎年金
- 報酬比例部分
- 経過的加算部分

◎ねんきん定期便は国民年金加入者は60歳まで、厚生年金加入者は70歳まで誕生日月に送られます。

社会保険労務士法人・行政書士 やまもと事務所
〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101
TEL 04-7160-3235
【ホームページ】<https://www.office-yama.jp>
【Instagram】https://www.instagram.com/office_yama
【MAIL】info@office-yama.jp

